

## 郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の地域づくりに対する参加意識の高揚と活動の推進を図るため、市民活動団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的活動 自主的かつ主体的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で公益的活動に取り組む非営利の団体をいう。
- (3) 協働のプラットフォーム 地域住民、市民活動団体、事業者その他の団体が、地域の課題を把握し、当該課題の解決の方策及び地域づくりの方向性について協議し、主体的に課題解決を図るための場をいう。
- (4) 地域の魅力創出事業 地域の魅力創出のために、新たに、又は既存の事業を拡充して実施する公益的活動をいう。
- (5) 地域協働のプラットフォーム形成事業 本市の訪問支援を受け、協働のプラットフォームを形成するために必要な活動（形成過程で実施する公益的活動を含む。）をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 5人以上の構成員で組織されているもの
- (2) 市内に活動拠点を有し、又は市内において市民を対象とした活動を行っているもの
- (3) 同一年度内に本補助金の交付を受けていないもの
- (4) 同一の目的を持って、継続的な活動が見込めるもの
- (5) 郡山市市民活動サポートセンターの登録団体であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象者から除くものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するもの又は暴力団員等が役員になっているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納してい

るもの（法人格を有しない市民活動団体にあつては、代表者に滞納があるもの）

(6) その他市長が不適當と認めるもの

（補助金の交付の対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 地域の魅力創出事業

(2) 地域協働のプラットフォーム形成事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

(1) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業

(2) その他市長が不適當と認める事業

（補助金の交付の対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に定める経費とし、当該経費のうち限度額のあるものは、別表第2に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額

(2) 他の補助金等の交付を受けている場合、当該補助金の交付対象となる経費

(3) 市民活動団体の事務所等を維持するための経費

(4) 市民活動団体の経常的な活動に要する経費

(5) 市民活動団体の構成員に対する人件費及び謝礼

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1団体につき20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 同一の補助対象事業について補助金の交付を受けることができる回数は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

(1) 地域の魅力創出事業 3回まで（市長が別に定める基準により前年度と比べて発展的な事業と認められる場合に限る。）

(2) 地域協働のプラットフォーム形成事業 3回まで

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の交付を受けようとする年度の1月31日までに、事業の着手前に規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は、第4条第1号の地域の魅力創出事業にあつては事業計画書（地域の魅力創出事業）（第1号様式）とし、同条第2号の地域協働のプラットフォーム形成事業にあつては事業計画書（地域協働のプラットフォーム形成事業）（第2号様式）とし、規則第4条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (2) 市民活動団体の定款、規約、会則等の写し
- (3) 代表者及び役員の氏名及び住所を記載した名簿
- (4) 補助金振込口座の通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更  
（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。  
この場合において、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額に係る補助金の額を市に返還すること。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。  
（補助対象活動の内容変更等の手続）

第10条 補助対象活動の内容又は補助対象活動に要する経費を変更しようとする場合は、規則第9条に規定する補助事業等内容変更等申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算変更書（第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類  
（実績報告）

第11条 補助金の交付の申請をした者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の補助対象経費に係る支払いが確認できる書類の写し
- (4) 補助対象事業に係る委託契約書等（補助対象事業の一部を委託した場合に限る。）
- (5) 写真等の補助対象事業に係る成果が確認できるもの

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の実績の報告をした者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象活動が完了した日の翌日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(郡山市ひとまちづくり活動支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市ひとまちづくり活動支援事業補助金交付要綱（平成20年5月1日制定。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和7年度に旧要綱の規定による補助金の交付を受けたものは、この要綱の規定による補助金の交付を受けたものとみなし、第6条第3項の規定を適用する。

別表第1（第5条関係）

(その1) 地域の魅力創出事業

経費区分	対象経費の例
報償費	対象団体構成員以外の講師、専門家等（以下「講師等」という。）への謝礼 調査研究に係る報償費 対象団体構成員以外の事業従事者への謝礼等
旅費	講師等旅費及び研修旅費に係る交通費（公共交通機関の使用に限る。）、宿泊費等
需用費	消耗品費、材料費、チラシ、ポスター等の印刷費、書籍等の購入費、講座等のテキスト購入費等

食糧費	会議時茶菓代、講師等の弁当代等
委託料	会場設営費、音響照明設営費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機械、器具等のレンタル料
備品購入費	機械、器具等（2万円以上に限る。）の購入費
負担金	講座等受講料
その他の経費	その他市長が認める経費

（その2）地域協働のプラットフォーム形成事業

経費区分	対象経費の例
報償費	研修等に係る講師等への謝礼等 公益的活動に要する講師等への謝礼、調査研究に係る報償費、対象団体構成員以外の事業従事者への謝礼等
旅費	講師等旅費及び研修旅費に係る交通費（公共交通機関の使用に限る。）、宿泊費等
需用費	会議等の資料、地域の将来像に関する計画、アンケート調査資料、活動内容の広報誌やホームページ等の作成、印刷等に係る費用 公益的活動に要する消耗品費、材料費、チラシ、ポスター等の印刷費、書籍等の購入費、講座等のテキスト購入費等
食糧費	会議時茶菓代、講師等の弁当代等
委託料	会場設営費、音響照明設営費等
役務費	会議等の資料、地域の将来像に関する計画、アンケート調査資料、活動内容の広報誌等の頒布及び通信等に係る費用 公益的活動に要する通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機械、器具等のレンタル料
備品購入費	機械、器具等（2万円以上に限る。）の購入費
負担金	人材養成等に要する講座等受講料
その他の経費	その他市長が認める経費

別表2（第5条関係）

補助対象経費の区分別限度額経費区分	限度額
旅費	研修旅費は、1回まで、1人当たり2万円、補助対象経費総額の2分の1の額
食糧費	団体構成員の会議時茶菓代は、会議1回につき1人当たり200円

備品購入費	活動の実施に必要な備品購入費は、補助対象経費総額の2分の1の額
-------	---------------------------------



事業費等 （※継続事業の 場合、前年度欄 は実績額を記載 してください。）	補助金を要望する年度			年度	年度	年度
	事業費（千円）（a）					
	財 源 内 訳	自 己 財 源 （ b）				
	補助金（c）					
補助金依存率（c/a）			%	%	%	
補助金を要望して実施する年度の事業計画	年度					
	年度					
	年度					
補助金終了年度以降の事業計画						

## 2 事業の効果等

(1)まちづくりへの効果	
(2)前年度に行った事業の効果と課題	
(3)前年度より発展的な部分	

## 3 事業の目的達成度を把握するための指標及び数値

項 目	左の目標及び効果を把握するための指標名および数値
目標の達成度を把握するために適当な数値（活動指標）	指標名（ ）
<input type="checkbox"/> 順調に達成された場合の数値	
目標の達成度を把握するために適当な数値（成果指標）	指標名（ ）
<input type="checkbox"/> 順調に達成された場合の数値	

## 事業計画書（地域協働のプラットフォーム形成事業）

年度			提出年月日	年	月	日
事業名						
事業実施主体						
代表者			連絡責任者	代表者と異なる場合のみ記載		
設立年月			構成員数			
連絡先	電話番号、メールアドレスを記載					

### 1 事業計画の概要

事業期間						
地域の現状と課題						
目指す将来の姿						
協働のプラットフォーム形成の概要	(1)対象地域					
	(2)連携する団体・企業等					
	(3)活動拠点・活用する施設等					
	(4)プラットフォームのイメージ図(任意様式で作成し添付)					
事業内容						
事業費等 (※継続事業の場合、前年度欄は実績額を記載してください。)	補助金を要望する年度			年度	年度	年度
	事業費（千円）（a）					
	財源内訳	自己財源（b）				
		補助金（c）				
	補助金依存率（c/a）			%	%	%

実施内容	月	実施内容
補助金を要望して実施する年度の事業計画	年度	
	年度	
	年度	
補助金終了年度以降の事業計画		

## 2 事業の効果等

(1)まちづくりへの効果	
(2)前年度に行った事業の効果と課題	
(3)前年度から進展した部分	

## 3 事業の目的達成度を把握するための指標及び数値

項 目	左の目標及び効果を把握するための指標名および数値
目標の達成度を把握するために適当な数値 (活動指標)	指標名 ( )
<input type="checkbox"/> 順調に達成された場合の数値	
目標の達成度を把握するために適当な数値 (成果指標)	指標名 ( )
<input type="checkbox"/> 順調に達成された場合の数値	

収 支 予 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入の部】

単位：円

区 分	予 算 額	内 訳
1 自 己 財 源		
2 市 補 助 金		
3 そ の 他		
計		

【支出の部】

単位：円

区 分	予 算 額 (補助対象経費)	内 訳
1 報 償 費		
2 旅 費		
3 需 用 費		
4 食 糧 費		
5 委 託 料		
6 役 務 費		
7 使用料及び賃借料		
8 備品購入費		
9 負担金		
10 その他の経費		
計 <sup>Ⓐ</sup>		

※補助対象経費は仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額及び他の補助金等の交付の対象となる経費を除いた金額としてください。

【補助金交付申請額】

補助対象経費合計額 (Ⓐ) ÷ 2 = Ⓑ (1,000円未満の端数切り捨て)	補助金交付申請額 (Ⓑと20万円のいずれか少ない金額)
Ⓑ 円	円

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

同意書兼誓約書

郡山市長

申請人 住 所

団体等名称

代 表 者

郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

【同意事項】

税務担当課へ個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税の納付状況（税目・税額・申告の有無等）を照会することについて同意します。

【誓約事項】

- 1 郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金は、他の補助金等の対象経費と重複していないことについて誓約します。
- 2 消費税等の（課税・非課税）団体等であることを誓約します。  
※課税・非課税のいずれかを○で囲む。
- 3 本要綱第3条第2項各号に該当しないことを誓約します。
- 4 上記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。

収支予算変更書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入の部】

単位：円

区 分	変更前予算額	変更後予算額	内訳
1 自 己 財 源			
2 市 補 助 金			
3 そ の 他			
計			

【支出の部】

単位：円

区 分	変更前予算額	変更後予算額	内訳
1 報 償 費			
2 旅 費			
3 需 用 費			
4 食 糧 費			
5 委 託 料			
6 役 務 費			
7 使用料及び賃借料			
8 備品購入費			
9 負担金			
10 その他の経費			
計			

## 実績報告書

事業名	
団体名	

### 1 事業の実施概要

該当する事業	(該当する事業を丸で囲んでください。) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>地域の魅力創出事業</span> <span>地域協働のプラットフォーム形成事業</span> </div>				
事業期間					
事業内容					
実施内容	日付	実施内容	実施場所	参加人数	備考
事業費等 (※継続事業の場合、今年度欄は実績額を記載してください。)	補助金を要望する年度		年度	年度	年度
	事業費 (千円) (a)				
	財源内訳	自己財源 (b)			
		補助金 (c)			
	補助金依存率 (c/a)		%	%	%

補助金を要望して実施する年度の事業計画	年度	
	年度	
	年度	
補助金終了年度以降の事業計画		

## 2 事業実施の成果

(1)事業の目標	
(2)事業の成果・効果	

## 3 事業の結果

目標の達成度を把握するために適当な数値（活動指標）	結 果
指標名（ ）	<input type="checkbox"/> 順調に達成した <input type="checkbox"/> ほぼ順調に達成した <input type="checkbox"/> 順調には達成しなかった
実績値（ ）	
目標の達成度を把握するために適当な数値（成果指標）	結 果
指標名（ ）	<input type="checkbox"/> 順調に達成した <input type="checkbox"/> ほぼ順調に達成した <input type="checkbox"/> 順調には達成しなかった
実績値（ ）	
上記結果の理由等、具体的な内容を記載してください。	

## 4 目標達成のための課題等

--

収 支 決 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	内 訳
1 自己財源				
2 市補助金				
3 その他				
計				

支出の部

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	内 訳
1 報償費				
2 旅 費				
3 需用費				
4 食糧費				
5 委託料				
6 役務費				
7 使用料 及び賃借料				
8 備品購入費				
9 負担金				
10 その他の経費				
計				